

文部科学省



《文部科学省》

表 14-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成25年3月29日決定） 平成26年3月31日一部改定 平成27年4月28日一部改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業に関する評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1～5号に掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。 この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等を踏まえて、事業評価方式により実施するものとする。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価方式により実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 政策全般に関する評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、基本計画に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制等）の実績等についても検証する。なお、評価を行わない年度においては、目標の達成度に関して、毎年度実績の測定（モニタリング）を行う。</p> <p>○ 特定のテーマに関する評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価方式により実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映等を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、web サイト等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成27年度文部科学省政策評価実施計画（平成27年4月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7	○ 事後評価 (1) 政策全般に関する評価（実績評価方式） 政策体系の実現に向けて平成26年度に取り組んだ

	<p>条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式</p>	<p>施策のうち、8の政策目標に係る11の施策を評価対象とする。</p> <p>(2) 特定のテーマに関する評価（総合評価方式）  (1)の評価等で明らかになった個別の政策課題について、必要に応じて評価対象とする。</p> <p>(3) 租税特別措置等に関する評価（事業評価方式）  事前評価を実施したもののうち、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として事前評価を実施した税制改正要望について、その要望ごとに、5年後をめぐりとして事後評価を実施する。（既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を行った場合を除く。）</p>
	<p>2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）</p>	<p>○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

表 14-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式： 8件 (研究開発) 〔新規事業：8事業〕 〔表14-3-ア〕	新規・拡充事業 等として実施す ることが適当	8	評価結果を踏まえ、評価対象事業 を実施することを予定	8	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 8件)
				評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	2	
事後評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 11件 (目標管理型の政 策評価) 〔表14-3-ウ〕	目標達成	3	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	10
			相当程度進展あ り	8	2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
				政策の重点化等	1	
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> ( 概算要求に反映 11件 機構・定員要求に反映 3件 うち、機構1件、定員3件 )		
				<事前分析表への反映> ( 達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 10件 達成手段を変更 2件 事前分析表の変更なし 1件 )		
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策な し	—	—	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策な し	—	—	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策な し	—	—	—	—	—

表 14-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 28 年度予算概算要求に向けて、以下の 8 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「文部科学省事前評価書（平成 28 年度新規・拡充事業等）」として公表

表 14-3-ア 新規・拡充事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	ゲノム医療実現推進プラットフォーム事業（新規）
2	次世代がん医療創生研究事業（新規）
3	脳科学研究戦略推進プログラム（臨床と基礎研究の連携強化による精神・神経疾患の克服（融合脳））（新規）
4	A I P：人工知能/ビッグデータ/I o T/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（新規）
5	地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム（新規）
6	省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発（新規）
7	統合型材料開発プロジェクト（新規）
8	次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（新規）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表14-4-(1)参照  
 2 本表の8事業は、研究開発事業である。

- (2) 租税特別措置等に係る 2 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「文部科学省事前評価書（平成 28 年度新規・拡充事業等）」として公表

表 14-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置
2	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表14-4-(2)参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成 27 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 27 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、8 の政策目標の下に掲げる 11 の施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「文部科学省事後評価書（平成 26 年度実績）」として公表

表 14-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>政策目標1 生涯学習社会の実現</b>			
1	I C Tを活用した教育・学習の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>			
2	幼児教育の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
3	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</b>			
4	大学などにおける教育研究の質の向上	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>			

5	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>			
6	科学技術振興のための基盤の強化	目標達成	引き続き推進
<b>政策目標9 科学技術の戦略的重点化</b>			
7	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	目標達成	引き続き推進
8	新興・融合領域の研究開発の推進	目標達成	引き続き推進
9	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>政策目標11 スポーツの振興</b>			
10	我が国の国際競技力の向上	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>政策目標12 文化による心豊かな社会の実現</b>			
11	文化芸術振興のための基盤の充実	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表14-4-(3)参照

別表

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命  
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

- 施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 青少年の健全育成
- 施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標2-9 幼児教育の振興
- 施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

- 施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興
- 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
- 施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

- 施策目標8-1 学術研究の振興
- 施策目標8-2 科学技術振興のための基盤の強化



政策目標9 科学技術の戦略的重点化

施策目標9-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組

施策目標9-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-3 環境分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-7 海洋分野の研究開発の推進

施策目標9-8 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標9-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標10 原子力事故による被害者の救済

施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保

施策目標10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子供の体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

([http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2015/02/13/1287202\\_8.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/02/13/1287202_8.pdf))参照

